

氏名	大内 健太郎
学位の種類	博士（事業構想学）
学位記番号	第10号
学位授与年月日	平成28年3月18日
学位授与の条件	学位規程第3条第3項該当
学位論文題目	医療法人の非営利性に関する研究 - ステークホルダーと剰余金に着目して -
論文審査委員	主査 金子孝一 副査 坂本眞一郎, 富樫敦

## 論文の要旨

本研究では以下の5点を目的とした。①医療法人に非営利性が必要である理由及び医療法人において存在する剰余金が持分に依りて出資者に帰属する事象の問題点を考察する。②医療法人のわが国「保健医療システム」上の位置づけを考察し、その上で医療法人の収益の源泉を示し、医療法人の剰余金の源泉を明らかにする。③医療法人の経営実態を明らかにすることを試みる。その上で剰余金の蓄積について、診療内容の種類などの診療報酬制度上に理由が存在する可能性を検証する。④医療法人のステークホルダーを明らかにした上で、医療法人がだれのために経営されるべきかを検討する。⑤①～④によって示された知見から、医療法人制度に内在する問題点を明確にする。以上を踏まえて、我が国の保健医療システムの体系的精緻化における医療法人制度の制度的欠点を補正するための方向性を示すとともに改善方策を示すことを目的とした。

方法として、医療法人の営利性概念についてについて検討を加えた後に、宮城県の医科の診療所・病院を運営するすべての医療法人の事業報告書を用いて一年あたりの剰余金蓄積額に差異が生じているか、独自の指標を作成して検討し、さらに剰余金蓄積の要因を考察した。その上で医療法人のステークホルダーを制度上の位置づけ及び医療法人の収益の源泉を検討することにより示し、問題点を考察した。

結果として、宮城県において、医療法人間には剰余金の蓄積に差異が存在することを明らかにした。医療法人は収益の源泉の多くを公的な「保健医療システム」から得ており、医療法人は公的な「保健医療システム」の一員であると解されることを明らかにした。従って、医療法人の主たるステークホルダーはこれまでの通説である患者のみならず、「保健医療システム」の負担者である納税者と社会医療保険の被保険者をも加えるべきであることを示した。納税者と社会医療保険の被保険者の利益という観点から医療法人は非営利であるべきであり、剰余金が出資者という私人に帰属することは解消すべき課題であることを明らかにした。その上で今後の診療報酬改定などの医療提供に関わる政策においても患者のためという目的に加え、納税者及び社会医療保険の被保険者などの利益のためという観点を取り入れる必要性を提唱した。

## 審査結果の要旨

本研究は、医療法人を我が国の「保健医療システム」の一員として位置付けられる実態を論じ、保健医療システムのステークホルダーである納税者と社会医療保険の被保険者の利益を考慮する必要性を論じている。

本研究の結論として、納税者や社会医療保険の被保険者の利益という観点から、医療法人の現状には課題が存在し、現在までの医療法人改革では解消しきれていないと結論付けた。また、医療法人の情報開示制度の問題解消策として、開示方法の拡大、財務情報だけでなく、社会価値の測定とその公表という方策を提案している。

本論文は、6章で構成されている。

第1章は、研究背景、問題意識、研究の目的と方法が論じられている。1950年からある医療法人制度の変革のため、5つの研究目的が示されている。

第2章では、先行研究の精査から、医療経営の公益性・非営利性の議論を整理し、我が国における医療法人の位置づけを公益性・非営利性の観点から整理している。

第3章では、医療法人の収益性の差異が存在しているか否かの実証を試み、医療法人の収益性の差異の要因評価も試みている。手立てとして、宮城県の医療法人の事業報告書から剰余金の蓄積について指標を作成し、特に高収益と言われる“透析”に着目して分析し、剰余金の蓄積に保健医療システム上の理由があるか否かの検証を試みている。

第4章では、医療法人は誰のために経営されるべきかを明確にすべく、医療法人のステークホルダーを保健医療システム上に位置付け、医療法人経営の実態とあるべき方向性の乖離の存在を論じている。

第5章では、本研究で明確となった医療法人の問題に関する改善策を検討し、CSVの観点から医療法人においてステークホルダーの利益となる情報開示の方策を検討している。さらに、剰余金の問題を解消する策として留保金課税導入の可否を論じている。

最後に第6章で、本研究の結論と意義、残された問題や課題について整理している。

なお、論文を構成する核となる部分は、日本経営会計学会論文誌掲載論文（査読論文）およびBusiness and Accounting Research掲載論文（査読論文）に基づいている。

以上のように、本研究は、医療法人の剰余金の源泉は保健医療システムから得ていることを示し、併せて、我国の保健医療システムにおける資金面での継続性問題の解消のための方策を提言しており、今後の医療法人制度再構築に寄与する有意義な研究であると認めることができる。